



資格認定制度の改定について（2027年4月1日施行）

- ・資格認定規程
- ・公認指導員資格規程
- ・技能資格規程

指導理念

資格制度 現状の資格制度について

一般社団法人日本バトン協会

BATON TWIRLING ASSOCIATION OF JAPAN

B



資格認定規程

資格認定規程

資格認定制度の改定について

これまでの資格制度



これからの資格制度



■ 規程の目的（第1条）

一般社団法人日本バトン協会 定款第5条に基づく「資格認定事業」を推進し、適正な資格認定制度の運用に関する基本事項を定める。

■ 資格の体系と個別規程（第2条・第3条）

協会が認定する資格を以下の2区分に整理し、詳細は個別規程に定める。

認定資格の種類	根拠となる個別資格規程
公認バトントワーリング指導員資格	「公認指導員資格規程」
バトントワーリング技能資格	「技能資格規程」

6種目公認審査員の内容と、指導ライセンスの内容が一つになり、公認バトントワーリング指導員資格となり、バトントワーリングの指導者像を明確化します。

■ 管理・運用体制（第4条・附則）

(1) 規程の変更： 内容の変更には理事会の議決を要する。

(2) 施行期日： 2027年4月1日より変更・施行

公認指導員資格規程

■ 指導員の理念（第2条）

- （1）構成員の尊厳を尊重し、安全かつ効果的な指導を行う。
- （2）指導技術の段階的なレベルアップと、構成員にとって模範となる人格形成を図る。

■ 資格の種類と受験資格（第3条）

- （1）公認1級指導員（C1：コーチ1）個人会員または構成員であり、18歳以上の者
- （2）公認2級指導員（C2：コーチ2）公認1級指導員資格を有し、19歳以上の者
- （3）公認3級指導員（C3：コーチ3）公認2級指導員資格を有し、20歳以上の者
- （4）公認4級指導員（C4：コーチ4）公認3級指導員資格を有し、22歳以上の者
- （5）公認5級指導員（C5：コーチ5）公認4級指導員資格を有し、24歳以上の者

※当該年度内に年齢に達する者は受験可能

バトントワーリング技能資格グレード7取得者は指導員資格C1の実技試験を免除して受講することが可能です。

※グレード7については、P35をご確認ください。

今後の日本スポーツ協会（JSPO）公認スポーツ指導者資格との連携を視野に入れ、指導員資格の名称と階級を、従来の「3級・2級・1級」から「1級・2級・3級・4級・5級」の昇順へと変更いたしました。

■ 指導員の権利（第4条）

- (1) 構成員へのバトントワーリングの指導
- (2) 協会が主催する事業における構成員の引率
- (3) 別表1に定める講師・検定
- (4) 別表2に定めるすべての審査・審判
- (5) 協会が所有する資料および音源の使用

旧制度では未定義であった指導員の権利を本策定において新たに確立し、組織として指導の質と安全性を保証する体制へと移行します。

2030年以降は、定期的な研修を通じて最新の専門知見を共有する「有資格者」のみが指導権限を持つこととなります。これにより、全国どこでも共通の認識に基づいた、安全かつ質の高い指導環境を構築し、構成員を守る義務を果たします。

【現役選手や外部への指導依頼について】

世界大会出場者や全日本選手権上位入賞者など、技術を持つ現役選手（無資格者）に指導や演技披露を依頼したい場合は、「管理・監督責任を負える有資格の講師」がその場を統括・実施することで可能となります。技術の伝達は、常に組織としての責任を担える有資格者の管理下で行われる必要があります。

■ 指導員の権利（第4条）

- (1) 構成員へのバトントワーリングの指導
- (2) 協会が主催する事業における構成員の引率
- (3) 別表1に定める講師・検定
- (4) 別表2に定めるすべての審査・審判
- (5) 協会が所有する資料および音源の使用

指導・引率の特例（第6条）

学校等の法人格を有する組織では、組織の管理責任において所属者が指導・引率を行うことができる（別途定めがある場合に限る）。

構成員の引率は「管理監督責任」を明確化し、選手と組織を保護することを目的としています。そのため、原則として安全基準を共有する有資格者がこれを行います。

【一般団体における安全担保】

法的根拠が脆弱な一般団体（個人・任意団体）では、客観的な資格基準が安全配慮義務の根拠となります。選手を守るため、有資格者による引率を指導員の権利として定めます。

【柔軟な運用の検討】

現場の状況に合わせ、2030年度より有資格者不在時でも引率が可能となる事業ごとのルールを策定いたします。本規程はあくまで指導員の権利を定義するものです。

【役割分担】

運営管理：代表者が無資格でも、団体登録により活動や大会参加の権利は維持されます。

現場対応：専門的指導と責任ある引率は、原則として有資格者がその権利を行使し、安全を担保します。

講師・検定 別表 1

内容		講師・検定														
認定資格		公認バトントワーリング指導員資格					バトントワーリング技能認定資格								全国共通規定演技	
名称	略号	C5	C4	C3	C2	C1	G7	G6	G5	G4	G3	G2	G1	中・上	入・初	
公認1級指導員	C1	×	×	×	×	×	×	×	×	△3	△3	△3	△3	×	△3	
公認2級指導員	C2	×	×	×	×	×	×	△2	△2	△2	△2	△2	△2	△2	△2	
公認3級指導員	C3	×	×	×	×	△2	△2	○	○	○	○	○	○	○	○	
公認4級指導員	C4	×	×	△1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公認5級指導員	C5	×	△1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公認資格認定員	M1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

△1：M1（公認資格認定員）の管理のもと講師・検定を務めることができる。

△2：C5（公認5級指導員）の管理のもと講師・検定を務めることができる。

△3：アシスタントを務めることができる。

■ 指導員の権利（第4条）

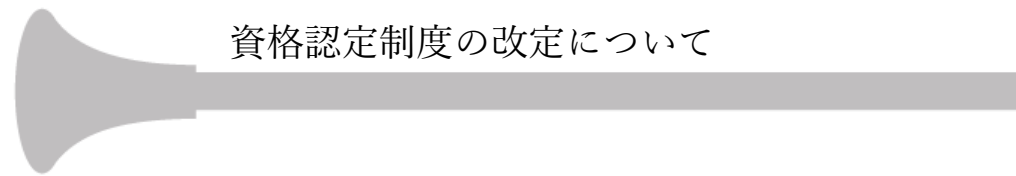
- (1) 構成員へのバトントワーリングの指導
- (2) 協会が主催する事業における構成員の引率
- (3) 別表1に定める講師・検定
- (4) 別表2に定めるすべての審査・審判
- (5) 協会が所有する資料および音源の使用

指導員の資格に応じ、指導者養成、技能認定、規定演技の各分野における「講師」および「検定員」としての職務権限を定めています。これは、専門的な知見に基づき、各段階にふさわしい質の高い教育と公正な評価を保証することを目的としています。

M1:公認資格認定員（第9条）

バトントワーリング公認指導員の資格認定は、協会が認定する公認資格認定員が行う。公認資格認定員（M1）は、委員会規程に定める資格認定委員長が候補者を理事会に提案し、理事会の承認を得て理事長が選任する。

- 2 資格認定委員長は、認定統括として検定に関わる全ての業務を統括する。
- 3 公認資格認定員の講師及び検定の範囲は別表1に定める。



審査・審判 別表 2

認定資格	内容		大会 1		大会 2	大会 3
	名称	略号	審査	審判	審査	審査
公認 1 級指導員	C1		×	×	×	×
公認 2 級指導員	C2		×	×	×	×
公認 3 級指導員	C3		×	×	×	○
公認 4 級指導員	C4		×	○	○	○
公認 5 級指導員	C5		○	○	○	○

大会 1：バトントワーリング全国大会

大会 2：全日本バトントワーリング選手権大会

大会 3：全国共通規定演技

■ 指導員の権利（第 4 条）

- (1) 構成員へのバトントワーリングの指導
- (2) 協会が主催する事業における構成員の引率
- (3) 別表 1 に定める講師・検定
- (4) 別表 2 に定めるすべての審査・審判
- (5) 協会が所有する資料および音源の使用

【審査・審判権限を指導員資格と連動させる意義】

本制度の目的は、「指導の基準」と「評価の基準」を完全に一致させ、選手が迷いなく成長できる環境を保証することにあります。

指導員自身が最新の審査基準や規程を深く理解し、常に更新された知識を持つことで、日々の練習において選手に「正解」を指し示すことが可能になります。審査の現場で得た知見を指導の現場へ還元し、また指導の視点を持って公正な評価を行うという循環は、組織としての評価の透明性を高めるだけでなく、競技全体の質を底上げします。

「正しく教え、正しく評価する」という責任を公認指導員が一体となって担うことで、選手の努力が正当に報われる、真に健全な競技文化を築き上げます。

■ 指導員の権利（第4条）

- (1) 構成員へのバトントワーリングの指導
- (2) 協会が主催する事業における構成員の引率
- (3) 別表1に定める講師・検定
- (4) 別表2に定めるすべての審査・審判
- (5) 協会が所有する資料および音源の使用

本協会が管理する公式テキスト、映像資料、および競技課題曲等の音源を、指導現場において正当に使用できる権利を定義します。

【コンプライアンスの遵守と権利の保護】

法的リスクの回避：音楽著作権や著作隣接権の適切な管理は、現代のスポーツ組織に不可欠な社会的責任です。指導者が協会の定めたルールに従って競技課題曲を使用することで、無断利用や違法アップロード等の法的リスクから、選手・団体、そして指導者自身を確実に守ります。

専門性の証明：協会所有の公式資料や音源を独占的に使用できることは、公認指導員として「正統な教育コンテンツ」を提供している証であり、選手や保護者からの高い信頼に繋がります。

公認指導員資格規程

■ 指導員の権利（第4条）

指導ライセンスおよび6種目公認審査員資格を持っている方は、
2030年3月31日までは旧規程に基づく権利は有効です。



- ※△1:本部検定員の下でアシスタントを務めることができる。
- ※△2:公認指導員の下でアシスタントを務めることができる。
- ※△3:アシスタントを務めることができる。
- ※*1:本部検定員と共に1級指導員ライセンスの検定を務めることができる。
- ※*2:公認指導員と共に3級指導員ライセンスの検定を務めることができる。

資格認定制度の改定について

旧指導ライセンス資格での範囲（2030年3月31日まで有効）

講師及びアシスタント資格・検定員資格の範囲

種類	講師						検定員				
	3級指導員	2級指導員	1級指導員	準公認指導員	公認指導員	本部検定員	準公認指導員	公認指導員	本部検定員		
ライセンス	指導	公認	×	×	×	×	△1	○	×	×	○
		準公認	×	×	×	×	△1	○	×	×	○
		1級	×	×	×	△2	○	○	×	*1	○
		2級	×	×	×	△2	○	○	×	○	○
		3級	×	×	×	○	○	○	*2	○	○
	技能	1級	×	×	△3	△3	○	○	×	○	○
		2級	×	×	△3	△3	○	○	×	○	○
		3級	×	△3	△3	△3	○	○	×	○	○
		4級	×	△3	△3	○	○	○	○	○	○
		5級	△3	△3	△3	○	○	○	○	○	○
		6級	△3	△3	△3	○	○	○	○	○	○
全国共通	規定演技	入門～上級	×	×	△3	○	○	○	/		

■ 指導員の権利（第4条）

指導ライセンスおよび6種目公認審査員資格を持っている方は、2030年3月31日までは旧規程に基づく権利は有効です。

6種目

審査

旧6種目公認審査員資格での範囲（2030年3月31日まで有効）

（種目）協会が認定する種目は、次の通りとする。

- （1）ソロトワール
- （2）トゥーバトン
- （3）スリーバトン
- （4）ペア
- （5）ソロストラット
- （6）ダンストワール

（資格の範囲）資格の範囲は、次の通りとする。

- （1）6種目公認審査員資格を有する者が、協会及び支部・都道府県における6種目競技の審査員を務めることができる。
- （2）全国共通規定演技の競技において審査員を務めることができる。

現在、すでに資格を取得済みの皆様の資格移行については、本資料の下部に記載されている「移行に関する達」をご確認ください。

■ 権利の停止と回復（第8条）

会員である限り公認指導員資格は失効しないが、「資格取得研修会」または「検定員研修会」を前年度または当該年度に受講しない場合、指導員としての権利が停止され、研修受講により権利は即時回復する。



公認指導員資格規程

資格認定制度の改定について

■ 検定の実施条件（第9条・第10条）

- （1）公認資格認定員（M1）が1名以上配置されること。
- （2）2名以上の検定員によって厳正に行われること。

■ 規程の変更（第15条）

本規程の変更には理事会の議決を要する。

■ 施行：2027年4月1日

M1:公認資格認定員（第9条）

公認資格認定員（M1）は、委員会規程に定める資格認定委員長が候補者を理事会に提案し、理事会の承認を得て理事長が選任する。



【実施形態】

オンデマンド・・・「事前オンデマンド研修」＋「集合研修」

集合・・・・・・・・・・「集合研修」

■指導員研修の実施形態（オンデマンド・集合研修の連携）

制度改定にともない、指導員の皆様がより効率的かつ専門的に研鑽を積めるよう、新たな研修形態を導入します。

本研修は、オンラインによる「事前オンデマンド研修」と、会場に集まり受講する「集合研修」を組み合わせて実施します。カリキュラム表の「時間」欄に「オンデマンド」と記載されている講座については、事前にオンラインでの学習を行っていただき、合わせて集合研修を行います。「オンデマンド」の記載のないものは、集合研修のみとなります。

【研修の流れと目的】

1. 全国一律の基礎学習（事前オンデマンド研修）

受講者全員が強固な「共通認識」を持った状態で集合研修へ臨むことで、学習効果を最大化させます。

2. 対面による深化（集合研修）

オンデマンド研修で得た理論を土台とし、講師との対話を通じた、より高度な学びに集中します。

【導入の狙い】

事前に共通の土台を揃えることで、集合研修の時間を「単なる知識の伝達」に終わらせず、「専門性をより深く追求する実践の場」へと進化させます。全国どこでも一定の指導水準を保ちつつ、より充実した研修となることを目的としています。

公認指導員資格規程

必須単位と試験科目



資格認定制度の改定について

【C1】 公認 1 級指導員

- 構成員へのバトントワーリングの指導
- 協会が主催する事業における構成員の引率
- 協会が所有する資料および音源の使用
- 基本的な技術指導ができる
- 技能資格（G1～G4）のアシスタントができる
- 全国共通規定演技（入門・初級）のアシスタントができる

G7(技能資格グレード7)取得者は、
C1(公認1級指導員)の実技検定試験を免除とする。

必須単位		9 単位				
No	時間 (分)	講座名	指導内容			
1	オンデマンド	指導理念	指導者の心得			
2	オンデマンド	指導理念	資格制度			
3	オンデマンド	技能資格 指導法基礎	技能資格指導の基礎(プレトワール含む)			
4	オンデマンド	指導員資格 技術基礎	バトントワーリング技術の基礎			
5	60	技能資格 指導法 1	技能資格グレード 1 (G1) の指導法			
6	60	技能資格 指導法 2	技能資格グレード 2 (G2) の指導法			
7	60	技能資格 指導法 3	技能資格グレード 3 (G3) の指導法			
8	60	技能資格 指導法 4	技能資格グレード 4 (G4) の指導法 (前半)			
9	60	技能資格 指導法 5	技能資格グレード 4 (G4) の指導法 (後半)			
試験科目						
No	時間 (分)	講座名	試験内容			
1	30	筆記試験	指導者の心得・技術理論より出題			
2	60	実技検定	技能資格 G 1～4 レベル			
資格の範囲						
	アシスタント	講師	検定	審判	審査	内容
技能資格	○					技能資格 G 1～4
指導資格						
全国共通規定演技	○					全国共通規定演技 入門・初級
全日本選手権						
全国大会						

公認指導員資格規程

必須単位と試験科目



資格認定制度の改定について

【C2】 公認 2 級指導員

- 構成員へのバトントワーリングの指導
- 協会が主催する事業における構成員の引率
- 協会が所有する資料および音源の使用
- 基本的な技術指導ができる
- 技能資格の講師・検定ができる
- 全国共通規定演技の講師ができる

必須単位 14 単位						
No	時間 (分)	講座名	指導内容			
1	オンデマンド	指導理念	指導者の心得			
2	オンデマンド	指導理念	資格制度			
3	オンデマンド	技能資格 検定基礎	技能資格検定の基礎			
4	オンデマンド	全国共通規定演技 指導法基礎	全国共通規定演技指導の基礎			
5	オンデマンド	全国共通規定演技 審査基礎	全国共通規定演技審査の基礎			
6	オンデマンド	指導員資格 技術理論 1	バトントワーリング技術の基礎理論			
7	60	技能資格 指導法 6	技能資格グレード 5 (G5) の指導法 (前半)			
8	60	技能資格 指導法 7	技能資格グレード 5 (G5) の指導法 (後半)			
9	60	技能資格 指導法 8	技能資格グレード 6 (G6) の指導法 (前半)			
10	60	技能資格 指導法 9	技能資格グレード 6 (G6) の指導法 (後半)			
11	60	技能資格 検定基準 1	技能資格グレード 1・2・3 検定の基準			
12	60	技能資格 検定基準 2	技能資格グレード 4・5・6 検定の基準			
13	60	全国共通規定演技 指導法 1	全国共通規定演技入門・初級の指導法			
14	60	全国共通規定演技 指導法 2	全国共通規定演技中級・上級の指導法			
試験科目						
No	時間 (分)	講座名	試験内容			
1	60	筆記試験	指導者の心得・技術理論より出題 (全国共通規定演技含)			
2	60	実技検定	技能資格 G 5～6レベル			
3	60	検定員試験	G 1～6 検定基準			
4	60	指導法検定	指導法 単品 (G 1～3レベル・G4～6レベル)			
資格の範囲						
	アシスタント	講師	検定	審判	審査	内容
技能資格	○	△	△			技能資格 G 1～6
指導資格						
全国共通規定演技	○	△				全国共通規定演技 入門・初級・中級・上級
全日本選手権						
全国大会						
△ C 5 管理のもと						

公認指導員資格規程

必須単位と試験科目



資格認定制度の改定について

【C3】 公認 3 級指導員

- 構成員へのバトントワーリングの指導
- 協会が主催する事業における構成員の引率
- 協会が所有する資料および音源の使用
- 基本的な技術指導ができる
- 技能資格の講師・検定ができる
- 全国共通規定演技の講師・審査ができる
- 指導員資格 (C1) の講師・検定ができる

必須単位 15 単位						
No	時間 (分)	講座名	指導内容			
1	オンデマンド	指導理念	指導者の心得			
2	オンデマンド	指導理念	資格制度			
3	オンデマンド	全国共通規定演技 審査理論	全国共通規定演技審査の理論			
4	オンデマンド	6 種目競技 指導法 1	6 種目競技の指導法			
5	オンデマンド	6 種目競技 審査基礎	6 種目競技審査の基礎			
6	オンデマンド	全国大会競技 技術理論 1	バトントワーリングの構成と演出			
7	オンデマンド	指導員資格 検定基準 1	指導員資格コーチ 1 の検定基準			
8	60	全国共通規定演技 審査基準1	全国共通規定演技入門審査の基準			
9	60	全国共通規定演技 審査基準2	全国共通規定演技初級審査の基準			
10	60	全国共通規定演技 審査基準3	全国共通規定演技中級審査の基準			
11	60	全国共通規定演技 審査基準4	全国共通規定演技上級審査の基準			
12	60	6 種目競技 指導法 2	6 種目競技の指導法			
13	60	全国大会競技 技術理論 2	演技創作の実践と検証			
14	60	全国大会競技 技術理論 3	演技創作の実践と検証			
15	60	指導員資格 指導法 1	指導員資格コーチ 1 の指導法			
試験科目						
No	時間 (分)	講座名	試験内容			
1	60	筆記試験	全国共通規定演技審査理論・審査基準			
2	60	実技検定	創作			
3	60	検定員試験	C 1 検定基準			
4	60	指導法検定	指導法 コンビネーション			
資格の範囲						
	アシスタント	講師	検定	審判	審査	内容
技能資格	○	○	○			技能資格 G 1～6
指導資格	○	△	△			指導資格 C 1 と 技能資格 G 7
全国共通規定演技	○	○			○	全国共通規定演技 入門・初級・中級・上級
全日本選手権						
全国大会						
△ C 5 管理のもと						

公認指導員資格規程

必須単位と試験科目



資格認定制度の改定について

【C4】 公認 4 級指導員

- 構成員へのバトントワーリングの指導
- 協会が主催する事業における構成員の引率
- 協会が所有する資料および音源の使用
- 基本的な技術指導ができる
- 技能資格の講師・検定ができる
- 全国共通規定演技の講師・審査ができる
- 指導員資格（C1,C2,C3）の講師・検定ができる
- 6種目競技の審査ができる
- 全国大会の審判ができる

必須単位 13単位						
No	時間(分)	講座名	指導内容			
1	オンデマンド	指導理念	指導者の心得			
2	オンデマンド	指導理念	資格制度			
3	オンデマンド	6種目競技 審査理論1	6種目競技審査の理論			
4	オンデマンド	全国大会競技 技術理論4	全国大会競技のフロアデザイン			
5	オンデマンド	指導員資格 検定基準2	指導員資格コーチ2・3の検定基準			
6	60	6種目競技 審査理論2	6種目競技審査の理論			
7	60	6種目競技 審査基準1	6種目競技ソロトワール・トゥーバトン審査の基準			
8	60	6種目競技 審査基準2	6種目競技スリーバトン・ペア審査の基準			
9	60	6種目競技 審査基準3	6種目競技ソロストラット・ダNSTワール審査の基準			
10	60	全国大会競技 技術理論5	ディスカッション形式で構成と演出の多様な意見に触れる			
11	60	指導員資格 指導法2	指導員資格コーチ2の指導法			
12	60	指導員資格 指導法3	指導員資格コーチ3の指導法			
13	60	指導員資格 検定基準3	指導員資格コーチ2・3の検定基準			
試験科目						
No	時間(分)	講座名	試験内容			
1	60	筆記試験	6種目審査理論・全国大会技術理論			
2	講座内	検定員試験	C2、C3検定基準			
3	180	専門試験	6種目審査基準に応じた動画審査試験(1種目30分)			
資格の範囲						
	アシスタント	講師	検定	審判	審査	内容
技能資格	○	○	○			技能資格 G1～7
指導資格	○	○	○			指導資格 C1～2 △C3
全国共通規定演技	○	○			○	全国共通規定演技 入門・初級・中級・上級
全日本選手権					○	
全国大会				○		
△M1管理のもと						

公認指導員資格規程

必須単位と試験科目

資格認定制度の改定について



【C5】 公認 5 級指導員

- 構成員へのバトントワーリングの指導
- 協会が主催する事業における構成員の引率
- 協会が所有する資料および音源の使用
- 基本的な技術指導ができる
- 技能資格の講師・検定ができる
- 全国共通規定演技の講師・審査ができる
- 指導員資格 (C1,C2,C3, C4) の講師・検定ができる
- 6 種目競技の審査ができる
- 全国大会の審判・審査ができる

必須単位 11 単位						
No	時間 (分)	講座名	指導内容			
1	オンデマンド	指導理念	指導者の心得			
2	オンデマンド	指導理念	資格制度			
3	オンデマンド	全国大会競技 審査基準	全国大会審査基準 (BOX5)			
4	60	指導員資格 技術理論 2	指導員資格全講座を対象の技術理論			
5	60	指導員資格 技術理論 3	ディスカッション形式で技術の多様な意見に触れる			
6	60	指導員資格 指導法 4	指導員資格コーチ 4 の指導法			
7	60	指導員資格 指導法 5	指導員資格全講座を対象の指導法			
8	60	指導員資格 指導法 6	ディスカッション形式で指導の多様な意見に触れる			
9	60	指導員資格 検定基準 4	指導員資格コーチ 4 の検定基準			
10	60	指導員資格 検定基準 5	指導員資格コーチ 4 の検定基準			
11	60	指導員資格 検定基準 6	指導員資格全講座を対象の検定基準			
試験科目						
No	時間 (分)	講座名	指導内容			
1	60	筆記試験	全国大会審査理論・全国大会審査基準・指導員資格全般			
2	60	検定員試験	検定基準 (G 1~6、C 1~4)			
3	120	専門試験	行動規範・指導者としての考え			
資格の範囲						
	アシスタント	講師	検定	審判	審査	内容
技能資格	○	○	○			技能資格 G 1~7
指導資格	○	○	○			指導資格 C 1~3 △C 4
全国共通規定演技	○	○			○	全国共通規定演技 入門・初級・中級・上級
全日本選手権					○	
全国大会				○	○	
△M1 管理のもと						

■支部組織で実施可能な資格の種類

公認1級指導員（C1：コーチ1）および公認2級指導員（C2：コーチ2）については、各支部組織が主催する取得研修会において開催が可能です。

■担当講師の要件

2027年4月1日以降に開催される研修会において、講師を務める場合は新制度における資格保持が必須となります。各級を担当できる講師の資格要件は以下の通りです。

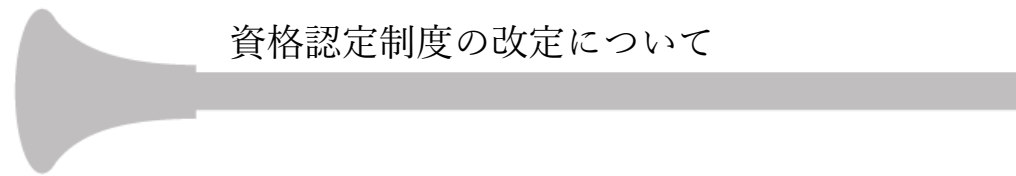
公認1級指導員を担当できる講師：【公認3級指導員・公認4級指導員・公認5級指導員】

※公認3級指導員については、公認5級指導員の管理のもと講師が可能です。

公認2級指導員を担当できる講師：【公認4級指導員・公認5級指導員】

今後、各支部宛にご案内する開催マニュアル等において、運用の詳細をご説明させていただきます。

技能資格規程



■ 制度の目的（第2条）

協会発行の技能ライセンステキストに基づき、技術の段階的なレベルアップを図り、その成果を認証することを目的とする。

■ グレード別 受験資格（第3条）

- (1) グレード1 (G1) 協会の構成員で、7歳以上の者
- (2) グレード2 (G2) 協会の構成員で、7歳以上の者
- (3) グレード3 (G3) 協会の構成員で、7歳以上の者
- (4) グレード4 (G4) グレード3の保持者で、7歳以上の者
- (5) グレード5 (G5) グレード4の保持者で、7歳以上の者
- (6) グレード6 (G6) グレード5の保持者で、7歳以上の者
- (7) グレード7 (G7) グレード6の保持者で、16歳以上の者

グレード1・グレード2を保持していなくてもグレード3を受験することは可能です。

従来の技能ライセンスから名称を変更するとともに、新たに『グレード7』を新設いたしました。これにより、指導員資格C1との連動を図り、実技試験を免除して受講することが可能となります。

技能資格規程

■ 認定の要件（第4条）

- (1) 研修: 全研修科目を修了(1単位45分)。
- (2) 検定: 技能ライセンステキストに定める全検定科目に合格。
- (3) 記録: パスポートへの記録。

資格認定制度の改定について

級	単位	時	講習科目	合格点
G1	3	1	・バトンの基礎知識 ・基本動作Ⅰ ・フットワークⅠ	60点
		2		
		3		
G2	3	1	・フットワークⅡ ・基本操法Ⅱ ・検定要領	70点
		2		
		3		
G3	6	1	・フットワークⅢ ・基本操法Ⅲ ・基本操法Ⅳ ・基本操法Ⅴ ・コンビネーションⅠ ・検定要領	70点
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
G4	6	1	・ボディワークⅠ ・応用操法Ⅰ ・応用操法Ⅱ ・応用操法Ⅲ ・コンビネーションⅡ ・検定要領	80点
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
G5	8	1	・基本動作Ⅱ ・ボディワークⅡ ・応用操法Ⅳ ・応用操法Ⅴ ・応用操法Ⅵ ・コンビネーションⅢ ・規定ルーティーン ・検定要領	80点
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		
G6	8	1	・ボディワークⅢ ・応用操法Ⅶ ・応用操法Ⅷ ・応用操法Ⅸ ・コンビネーションⅣ ・コンビネーションⅤ ・ルーティーン ・検定要領	80点
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		
G7	8	1	・指導の心得・技術基礎 ・指導法基礎(プレトワール含む) ・指導法1 ・指導法2 ・指導法3 ・指導法4 ・指導法5 ・筆記試験	80点
		2		
		3		
		4		
		5		
		6		
		7		
		8		

■ 資格の失効（第6条）

- (1) 構成員でなくなった場合。
- (2) バトントワーリング技能資格パスポートを紛失した場合。

■ 規程の変更（第7条）

本規程の変更には理事会の議決を要する。

■ 施行：2027年4月1日

※資格の移行については、2026年6月1日から先行して実施します。



パスポートの再発行について

パスポートの再発行に関する取り扱い（実施の可否および申請手順等）については、現在、各支部・都道府県における「技能資格実施マニユアル」の策定とあわせて検討を進めております。今後の運用ルールについては、同マニユアルにおいて改めて定め、追ってお知らせいたします。